

感染症予防のための出席停止について

集団生活の場である学校は、感染症が発生したときには感染がまん延しやすくなることから、学校保健安全法により、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある場合には出席停止となります。

登校する際には、医師に登校許可証を記入してもらい、学校（担任）に提出してください。
※インフルエンザの際には「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」、新型コロナウイルス感染症の際には「新型コロナウイルス感染症 治癒報告書」（すべて HP にあり）をお使いください。

学校において予防すべき感染症

- 【第1種】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）、新感染症
- 【第2種】インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 【第3種】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

病院記入欄

登校許可証

クラス 氏名

病名

上記の疾患で 月 日から 月 日まで療養中であつたが、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。

年 月 日

医療機関